

令和6年度第2回監査結果報告書

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査の対象部局

(1) 上下水道部

上下水道総務課、下水道推進課

(2) 会計課

(3) 教育部

教育総務課、学校教育課、教育研究センター、中央小学校、
二色学園、中央幼稚園

(4) 議会事務局

(5) 農業委員会事務局

3 監査の実施時期

令和6年11月8日～令和7年2月28日

4 監査の対象期間

令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

ただし、必要に応じてそれ以外の年度も含む。

5 監査の着眼点

監査対象部局等における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等の定めるところに従い適正に執行されるとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを監査の主眼とした。

6 監査の実施内容

貝塚市監査基準に準拠し、事前に提出された資料に基づき関係職員から説明を受け、質疑応答形式により監査を実施した。

7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていたが、指摘する事項については次のとおりである。指摘事項については、その内容を十分検討し、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務事業の執行に努められたい。

(1) 上下水道部

① 上下水道総務課

財政・経理・契約関係事務、下水道事業関係条例、規程及びたな卸関係事務について主に実施。

指摘事項は、特になし。

② 下水道推進課

企業会計においては、公共下水道施設の維持管理業務、下水道建設事業に関する事務について主に実施。一般会計においては、所管する事務事業全般について主に実施。

ア．複数の契約において、完了検査合格証を交付する前に、請求書や成果物引渡書を受領しているものがあった。

イ．「脇浜排水路設計業務委託」契約について、契約書に基づき業務の一部を再委任したい旨の承認申請を受けていたが、起案による組織の意思決定がされることなく、担当者限りで処理されていた。

(2) 会計課

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

(3) 教育部

① 教育総務課

所管する事務事業全般について実施。

ア．「中学校給食調理業務等」委託契約について、令和6年3月分の業務完了検査を令和5年度中に実施すべきところ、令和6年4月3日付けで実施されていた。

② 学校教育課

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

③ 教育研究センター

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

④ 中央小学校

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

⑤ 二色学園

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

⑥ 中央幼稚園

所管する事務事業全般について実施。

ア．終了証書用の幼稚園印の印影が、教育委員会公印規則別表第２に規定するものと異なっていた。

(４) 議会事務局

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

(５) 農業委員会事務局

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

なお、意見として次の事項について努められることを望むものである。

ア．農地パトロールについて、今後はより一層適切な実施に努め、遊休農地の発生防止・解消を図られたい。また、パトロール結果については、貝塚市生産緑地管理運営連絡会などの機会を捉え、都市計画課・課税課をはじめ関係部局と情報連携し、予断を持つことなく、正確な状況把握に努められたい。

特に、市街化区域内の農地について、適正な利用がなされていないものがあるのではという市民の声を仄聞しており、実際に耕作放棄されているように見受けられるものもあるように思う。このような農地が、営農を継続することで受けられる税制面での優遇措置を受けている場合、課税の公平性の観点から看過できない問題であるため、これを農業委員会だけの問題とはせず、市長がリーダーシップを発揮し、全庁的な問題意識を持って取り組んでいただきたい。

イ．契約書に、契約の相手方が暴力団員等と認められる場合は解除するという旨の規定が無いことについて、これまで再三指摘してきたところであるが、今回の監査においても複数の課において散見された。また、令和6年度に締結した契約における暴力団排除規定の漏れについて市が調査した結果、5課10契約で漏れがあった旨の報告を受けている。今回の監査結果報告を厳粛に受け止め、令和7年度以降に締結する契約について同様の指摘を受けることのないよう努められたい。